平成２２年（フ）第５１号
鹿児島県肝属郡肝付町岸良927番地12、旧住所鹿児島県肝属郡肝付町岸良927番地15
債務者　白坂　好照
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
宮城県角田市角田字緑町７番地５
債務者　須藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２１４６号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27　市営住宅202、住民票上の住所京都市伏見区中島秋ノ山町97番地
債務者　京都マリン商事こと　粟　　弘一
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４７号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27　市営住宅202、住民票上の住所京都市伏見区中島秋ノ山町97番地
債務者　粟　　晶子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９９号
京都府向日市寺戸町岸ノ下22番地の３　弥生マンション203号室
債務者　前田　松子（旧姓小林・坪倉）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
京都府木津川市相楽神後原40番地１　フォーシーズン山田川109号、住民票上の住所京都府木津川市木津町八ケ坪38番地１
債務者　食品館てんかわこと　二宮　博文
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
京都市右京区梅津尻溝町８番地　タウンハイツ嵐山214
債務者　江原こと　李　　祥恵
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
京都市中京区御幸町通三条上る丸屋町320番地
債務者　片岡ゆき子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
京都市上京区一条通松屋町西入鏡石町23番地１　玉屋・山三小路205号
債務者　阪本　隆正
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
京都市右京区嵯峨広沢西裏町７番地　ペアシティ池井
債務者　牧組こと　牧　　隆弘
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
京都府木津川市南加茂台10丁目５番地20
債務者　川端　敏子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
京都市左京区上高野畑ケ田町17番地　ぴいハイムＡ棟101号、申立時の住所京都市左京区静市市原町897番地４
債務者　村尾　智之
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６２８号
京都府宇治市槇島町大幡31番地
債務者　松本　　忍
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６３５号
京都市伏見区桃山町泰長老111番地　ウェルネス桃山606号
債務者　持山　和子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６５２号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町90番地の１
債務者　今西　幸次
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６８号
京都市右京区梅津神田町47番地　ジオ四条京都桂川301号
債務者　岡本　和美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係